

2025 DISCLOSURE

【資料編】

令和6年度 アイオー信用金庫の現況

法律で定める開示項目

※数字の前に「事」と記載されている場合は「事業概況編」の該当ページです。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- ① 事業の組織 事3
- ② 理事・監事の氏名及び役職名 事3
- ③ 事務所の名称及び所在地 事19

2. 金庫の主要な事業の内容 事13~14

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- ① 直近の事業年度における事業の概況 事5~6
- ② 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
 - (A) 経常収益 5
 - (B) 経常利益又は経常損失 5
 - (C) 当期純利益又は当期純損失 5
 - (D) 出資総口数及び出資総額 5
 - (E) 純資産額 5
 - (F) 総資産額 5
 - (G) 預金積金残高 5
 - (H) 貸出金残高 5
 - (I) 有価証券残高 5
 - (J) 単体自己資本比率 5
 - (K) 出資に対する配当金 5
 - (L) 職員数 5

③ 直近の2事業年度における事業の状況

(A) 主要な業務の状況を示す指標

- 業務粗利益/業務粗利益率/業務純益/実質業務純益/
コア業務純益/コア業務純益(投資信託解約損益を除く。) 6
- 資金運用収支/役員取引等収支/特定取引収支(該当ありません)/
その他業務収支 6
- 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高/利息/利回り/
総資金利鞘 5~6
- 受取利息の増減/支払利息の増減 5
- 総資産経常利益率 6
- 総資産当期純利益率 6

(B) 預金に関する指標

- 流動性預金の平均残高/定期性預金の平均残高/
譲渡性預金の平均残高(該当ありません)/その他の預金の平均残高 7
- 固定金利定期預金の残高/変動金利定期預金の残高/
その他の定期預金の残高 7

(C) 貸出金等に関する指標

- 手形貸付の平均残高/証書貸付の平均残高/
当座貸越の平均残高/割引手形の平均残高 8
- 固定金利の貸出金残高/変動金利の貸出金残高 8
- 担保の種類別貸出金残高/担保の種類別債務保証の見返額 9
- 使途別貸出金残高 8
- 業種別貸出金残高/貸出金の総額に占める割合 8
- 預貸率の期末値/預貸率の期中平均値 6

(D) 有価証券に関する指標

- 商品有価証券の種類別の平均残高(該当ありません)
- 有価証券の種類別の残高 10
- 預証率の期末値/預証率の期中平均値 11
- 有価証券の残存期間別残高 11

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ① リスク管理の態勢 13
- ② 法令等の遵守態勢 13~14
- ③ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 30
- ④ 金融ADR制度への対応 15

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- ① 貸借対照表/損益計算書/剰余金処分計算書 1~4
- ② 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (A) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 12
 - (B) 危険債権 12
 - (C) 三月以上延滞債権 12
 - (D) 貸出条件緩和債権 12
- ③ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (A) 有価証券 10
 - (B) 金銭の信託(該当ありません)
 - (C) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)
(該当ありません)

- ④ 貸倒引当金の期末残高/貸倒引当金の期中の増減額 9

- ⑤ 貸出金償却額 9

- ⑥ 貸借対照表/損益計算書/剰余金処分計算書について会計監査人の
監査を受けている場合はその旨 2

6. 金融再生法開示債権 12

7. 自己資本の充実の状況

単体における事業年度の開示事項

- (A) 定性的な開示事項 17~18
- (B) 自己資本の構成に関する開示事項 19
- (C) 定量的な開示事項 20~29

※連結すべき子会社等は該当ありません。

計数は単位未満を切り捨てて表示しています。

第97期決算のご報告

貸借対照表

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
資産の部		
現金	3,207	3,607
預け金	47,924	50,080
買入金銭債権	75	48
有価証券	107,440	103,892
国債	24,179	22,004
地方債	4,261	5,813
社債	53,035	49,117
株式	89	126
その他の証券	25,874	26,830
貸出金	174,358	169,870
割引手形	1,740	862
手形貸付	9,941	10,074
証書貸付	156,152	151,929
当座貸越	6,523	7,003
その他資産	2,540	2,478
未決済為替貸	146	108
信金中金出資金	1,737	1,737
前払費用	40	33
未収収益	368	365
その他の資産	248	233
有形固定資産	2,465	2,367
建物	1,049	1,020
土地	955	955
リース資産	126	89
その他の有形固定資産	333	302
無形固定資産	72	64
ソフトウェア	42	39
リース資産	13	8
その他の無形固定資産	16	16
繰延税金資産	315	256
債務保証見返	438	207
貸倒引当金	△2,161	△2,217
(うち個別貸倒引当金)	(△1,533)	(△1,802)
資産の部合計	336,676	330,656

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
負債の部		
預金積金	324,284	322,386
当座預金	4,465	4,767
普通預金	182,264	186,155
貯蓄預金	391	349
通知預金	43	81
定期預金	129,635	123,065
定期積金	6,072	5,663
その他の預金	1,412	2,302
その他負債	1,041	926
未決済為替借	214	141
未払費用	131	156
給付補填備金	1	1
未払法人税等	118	37
前受収益	68	66
払戻未済金	31	17
払戻未済持分	2	1
職員預り金	199	201
リース債務	149	104
資産除去債務	42	43
その他の負債	81	154
賞与引当金	125	141
役員賞与引当金	17	19
退職給付引当金	575	588
役員退職慰労引当金	96	94
睡眠預金払戻損失引当金	15	15
偶発損失引当金	35	30
再評価に係る繰延税金負債	12	12
債務保証	438	207
負債の部合計	326,643	324,422
純資産の部		
出資金	1,659	1,641
普通出資金	1,659	1,641
利益剰余金	12,647	12,962
利益準備金	1,815	1,815
その他利益剰余金	10,831	11,146
特別積立金	7,000	7,000
当期末処分剰余金	3,831	4,146
処分未済持分	—	△0
会員勘定合計	14,306	14,604
他有価証券評価差額金	△4,306	△8,402
土地再評価差額金	33	32
評価・換算差額等合計	△4,273	△8,370
純資産の部合計	10,032	6,234
負債及び純資産の部合計	336,676	330,656

■ 損益計算書

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
経常収益	4,176	4,508
資金運用収益	3,675	3,852
貸出金利息	2,593	2,557
預け金利息	124	210
有価証券利息配当金	924	1,051
その他の受入利息	32	32
役員取引等収益	395	432
受入為替手数料	172	180
その他の役員収益	223	252
その他業務収益	40	172
国債等債券売却益	1	97
国債等債券償還益	—	0
その他の業務収益	39	75
その他経常収益	64	50
貸倒引当金戻入益	26	—
償却債権取立益	22	32
株式等売却益	13	9
その他の経常収益	0	8
経常費用	3,552	4,042
資金調達費用	10	177
預金利息	9	167
給付補填備金繰入額	0	0
債券貸借取引支払利息	—	8
その他の支払利息	0	0
役員取引等費用	359	373
支払為替手数料	53	53
その他の役員費用	306	319
その他業務費用	139	279
国債等債券売却損	0	263
国債等債券償還損	136	12
その他の業務費用	3	4
経費	2,978	3,104
人件費	1,850	1,948
物件費	1,042	1,067
税金	84	88
その他経常費用	64	106
貸倒引当金繰入額	—	63
貸出金償却	4	2
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	59	40
経常利益	623	466
特別利益	0	25
固定資産処分益	0	—
その他の特別利益	—	25
特別損失	11	0
固定資産処分損	1	0
減損損失	10	—
税引前当期純利益	612	491
法人税、住民税及び事業税	160	84
法人税等調整額	28	58
法人税等合計	189	143
当期純利益	422	348
繰越金(当期首残高)	3,408	3,798
当期末処分剰余金	3,831	4,146

■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
未処分剰余金	3,831,698	4,146,634
積立金取崩額	—	173,750
利益準備金限度超過取崩額	—	173,750
剰余金処分量	33,100	236,588
普通出資に対する配当金(年2%)	33,100	32,838
特別積立金	—	203,750
(うち100周年事業費積立金)	—	30,000
繰越金(当期末残高)	3,798,598	4,083,796

令和7年6月26日開催の第104回通常総代会で報告を行った、貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月26日

アイオー信用金庫

理事長

清水克美

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法によっております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 8年～50年 その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法より償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、リスク管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち、380百万円を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。
総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該年金制度は第1給付部分(共通給付部分)と第2給付部分(事業所給付部分)とで構成されております)
なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)総合設立型厚生年金基金
①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分) 0.2820%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円[及び年金財政計算上の別途積立金113,239百万円]であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、特別掛金48百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
(2)連合設立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)
①第1給付部分の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
年金資産の額 95百万円
年金財政計算上の数理債務額 79百万円
差引額 16百万円
②第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分) 4.2951%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1百万円あります。本制度における過去勤務債務の償却方法は平成22年4月から期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金0百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 投資信託(市場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「負債等債券償還損」に計上しております。
- 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 2,217百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における

貸出先の将来の業績見通し」、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における個別貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 256百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 2,085百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 4,282百万円

20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン端末機、出納機器、車輛等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払いの全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権並びにこれらに準ずる債権額 3,230百万円

危険債権額 4,896百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 448百万円

合計額 8,575百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、債権別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は862百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 6百万円

有価証券 14,196百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,997百万円

上記のほか、為替決済及び当座貸越等の取引の担保として、預け金5,500百万円を差し入れております。

24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額に付いたのは、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △20百万円

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務額は150百万円あります。

26. 出資1口当たりの純資産額 1,898円41銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

このほか、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理に関する方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議し、月次ベースで常勤理事会及び理事会に報告しております。

日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを定期的に行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、四半期毎に作成する余資運用方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行って、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金証券部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金証券部を通じ、ALM委員会へ定期的に報告するとともに、必要に応じて担当理事や理事会等へも報告しております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で4,633百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含まれておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	50,080	49,502	△577
(2) 有価証券	103,873	103,128	△745
満期保有目的の債券	18,465	17,720	△745
その他の有価証券 (*3)	85,408	85,408	—
(3) 貸出金 (*1)	169,870		
貸倒引当金 (*2)	△2,217		
	167,652	167,699	46
金 融 資 産 計	321,607	320,331	△1,276
(1) 預金積金 (*1)	322,386	321,420	△965
金 融 負 債 計	322,386	321,420	△965

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価方法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期の無い預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。当金庫保証付私募債は、将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスク等を考慮した割引率で割り引いた現在価値を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*)	18
合 計	18

(*)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (*1)	11,506	13,000	10,200	5,600
有価証券 (*1)	5,110	30,364	25,832	36,895
満期保有目的の債券	146	6,929	6,370	5,018
その他の有価証券のうち満期があるもの	4,964	23,434	19,462	31,877
貸出金 (*2)	30,579	54,099	39,497	35,328
合 計	47,195	97,463	75,529	77,823

(*1) 預け金及び有価証券のうち、期間の定めがないものは含まれておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	95,365	30,155	944	398
合 計	95,365	30,155	944	398

(*)預金積金のうち、期間の定めのないものは含まれておりません。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	13,365	12,765	△599
	国債	7,889	7,532	△245
	地方債	1,891	1,811	△80
	社債	3,584	3,421	△162
	その他	5,100	4,954	△145
	合 計	18,465	17,720	△745

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	20	19	0
	債 券	2,728	2,717	11
	国債	302	302	0
	地方債	721	711	10
	社債	1,704	1,703	1
	その他	5,776	5,143	633
	小 計	8,525	7,880	645
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	87	100	△12
	債 券	60,841	68,595	△7,753
	国債	13,812	17,266	△3,453
	地方債	3,200	3,340	△139
	社債	43,827	47,988	△4,160
	その他	15,954	17,235	△1,281
	小 計	76,882	85,931	△9,048
合 計		85,408	93,811	△8,402

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	7,150	97	256
国 債	6,742	97	245
社 債	407	—	11
そ の 他	774	9	6
合 計	7,924	106	263

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,686百万円です。このうち、契約残存期間が1年以内のものが7,600百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当事業があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金有税償却額	107百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	166百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	618百万円
その他	223百万円
繰延税金資産小計	1,116百万円
評価引当額	△855百万円
繰延税金資産合計	261百万円
繰延税金負債	
その他	5百万円
繰延税金負債合計	5百万円
繰延税金資産の純額	256百万円

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 105円26銭
- 「その他の経常収益」には偶発損失引当金戻入5百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には責任共有制度費用34百万円を含んでおります。
- 「その他の特別利益」には和解金25百万円を含んでおります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 貸金業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

営業の状況

■ 主要経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
預金積金残高	319,614	322,610	323,730	324,284	322,386
貸出金残高	190,832	182,896	179,306	174,358	169,870
有価証券残高	99,777	103,636	103,598	107,440	103,892
純資産額	14,286	13,454	10,593	10,032	6,234
総資産額	336,493	348,431	336,596	336,676	330,656
経常収益	4,488	4,235	4,189	4,176	4,508
経常費用	4,250	3,932	3,717	3,552	4,042
経常利益	237	302	472	623	466
当期純利益	219	240	328	422	348
単体自己資本比率	9.62%	10.11%	10.71%	10.84%	11.56%
常勤役員数	7	6	6	7	7
職員数	281	274	268	260	261
計	288	280	274	267	268
(期中平均)	(302)	(290)	(285)	(276)	(274)

※単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(単位:出資に対する配当金額 百万円)

	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
出資総額	1,708	1,700	1,690	1,659	1,641
個人	1,224	1,218	1,215	1,180	1,167
法人	484	481	474	478	474
出資総口数	3,417,732	3,400,865	3,380,710	3,318,296	3,283,875
出資会員数	22,959	22,603	22,214	21,887	21,493
個人	19,372	19,039	18,674	18,365	17,991
法人	3,587	3,564	3,540	3,522	3,502
出資に対する配当金額	34	33	33	33	32
出資配当率 (出資1口当たり)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)	年2.0% (10円)

■ 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回

	平均残高(百万円)		受取利息・支払利息(千円)				利回	
					前期比増減(千円)			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	341,230	345,489	3,675,707	3,852,423	31,523	176,716	1.07%	1.11%
うち貸出金	176,684	170,195	2,593,786	2,557,559	63,250	△36,226	1.46%	1.50%
うち預け金	52,784	60,032	124,894	210,594	43,529	85,700	0.23%	0.35%
うち有価証券	110,390	113,463	924,538	1,051,998	△74,955	127,460	0.83%	0.92%
うちその他	1,370	1,798	32,489	32,270	△300	△218	2.37%	1.79%
資金調達勘定	331,880	334,777	10,707	177,809	△2,580	167,102	0.00%	0.05%
うち預金積金	329,583	328,715	9,746	168,413	△2,586	158,667	0.00%	0.05%
うち借入金	0	0	—	—	—	—	—	—
うちその他	2,296	6,062	959	9,394	5	8,434	0.04%	0.15%

※資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高及び金銭の信託を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合い額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

■ 業務粗利益

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	3,675	3,852
資金調達費用	10	177
資金運用利益	3,665	3,674
役務取引等収益	395	432
役務取引等費用	359	373
役務取引等利益	36	59
その他業務収益	40	172
その他業務費用	139	279
その他業務利益	△99	△107
業務粗利益	3,602	3,626
業務粗利益率	1.05%	1.04%

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度、令和6年度ともに該当なし)を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 業務純益

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	623	770
実質業務純益	623	556
コア業務純益	758	734
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	758	734

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ その他業務利益の内訳

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
その他業務収益	40,726	172,477
国債等債券売却益	1,138	97,048
国債等債券償還益	—	348
その他の業務収益	39,588	75,081
その他業務費用	139,783	279,768
国債等債券売却損	310	263,137
国債等債券償還損	136,080	12,218
その他の業務費用	3,393	4,412
その他業務利益	△99,056	△107,291

■ 諸比率

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.17%	0.13%
総資産当期純利益率	0.12%	0.09%
資金運用利回	1.07%	1.11%
資金調達原価率	0.90%	0.97%
総資金利鞘	0.17%	0.14%
末残預貸率	53.76%	52.69%
平残預貸率	53.60%	51.77%

※ 総資産経常(当期純)利益率(または損失率) = $\frac{\text{経常(当期純)利益(または損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■ 経費の内訳

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
人件費	1,850,840	1,948,329
報酬給料手当	1,471,919	1,514,428
退職給付費用	161,339	166,817
その他	217,581	267,084
物件費	1,042,809	1,067,475
事務費	393,187	401,781
旅費・交通費	348	426
通信費	38,165	39,314
事務機械賃借料	24,434	23,884
事務委託費	248,087	248,565
その他事務費	82,151	89,590
固定資産費	263,497	271,735
土地建物賃借料	58,614	58,637
保全管理費	111,156	124,258
その他固定資産費	93,725	88,839
事業費	87,314	89,321
広告宣伝費	26,884	25,657
交際費・寄贈費・諸会費	26,522	30,445
その他の事業費	33,907	33,219
人事厚生費	14,243	24,082
減価償却費	236,820	233,108
その他	47,746	47,444
税金	84,921	88,721
合計	2,978,571	3,104,526

預金積金

科目別預金残高

(単位:百万円)

	平均残高		期末残高		期末残高構成比	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
流動性預金	188,307	194,304	187,164	191,354	57.7%	59.3%
当座預金	4,102	4,177	4,465	4,767	1.3%	1.4%
普通預金	183,798	189,692	182,264	186,155	56.2%	57.7%
貯蓄預金	366	360	391	349	0.1%	0.1%
通知預金	39	74	43	81	0.0%	0.0%
定期性預金	140,174	133,229	135,707	128,729	41.8%	39.9%
定期預金	133,652	127,449	129,635	123,065	39.9%	38.1%
固定金利定期預金	133,639	127,426	129,622	123,037	39.9%	38.1%
変動金利定期預金	12	22	12	26	0.0%	0.0%
その他	0	0	0	0	0.0%	0.0%
定期積金	6,521	5,779	6,072	5,663	1.9%	1.7%
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他預金	1,102	1,180	1,412	2,302	0.4%	0.7%
合計	329,583	328,715	324,284	322,386	100.0%	100.0%
会員			100,571	101,615	31.0%	31.5%
会員外			223,713	220,770	69.0%	68.4%

預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
個人預金	257,701	255,471
法人預金	66,583	66,914
一般法人	53,260	53,656
金融機関	40	29
公金	13,282	13,228
合計	324,284	322,386

財形貯蓄の残高

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
件数	186	179
金額	424	427

為替

内国為替期中取扱金額

(単位:億円)

		令和5年度	令和6年度
送金・振込為替	送った分	2,078	2,178
	受けた分	2,634	2,761
代金取立	送った分	0	0
	受けた分	—	0
合計		4,712	4,939

貸出金

科目別貸出金残高

(単位:百万円)

	平均残高		期末残高		期末残高構成比	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
割引手形	1,499	1,385	1,740	862	0.9%	0.5%
手形貸付	10,100	10,257	9,941	10,074	5.7%	5.9%
証書貸付	158,493	152,026	156,152	151,929	89.5%	89.4%
当座貸越	6,591	6,526	6,523	7,003	3.7%	4.1%
合計	176,684	170,195	174,358	169,870	100.0%	100.0%
固定金利貸付			90,943	87,030	52.1%	51.2%
変動金利貸付			83,414	82,840	47.8%	48.7%

業種別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年3月末		令和7年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	21,214	12.1%	21,308	12.5%
農業、林業	43	0.0%	35	0.0%
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	26	0.0%	16	0.0%
建設業	11,610	6.6%	10,260	6.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	2,746	1.5%	2,388	1.4%
情報通信業	80	0.0%	76	0.0%
運輸業、郵便業	8,796	5.0%	8,976	5.2%
卸売業、小売業	9,075	5.2%	8,957	5.2%
金融業、保険業	11,193	6.4%	12,222	7.1%
不動産業	23,297	13.3%	22,409	13.1%
物品賃貸業	531	0.3%	490	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	703	0.4%	673	0.3%
宿泊業	576	0.3%	542	0.3%
飲食業	1,604	0.9%	1,480	0.8%
生活関連サービス業、娯楽業	1,061	0.6%	907	0.5%
教育、学習支援業	464	0.2%	660	0.3%
医療、福祉	5,210	2.9%	4,814	2.8%
その他のサービス	5,213	2.9%	5,071	2.9%
小計	103,452	59.3%	101,293	59.6%
地方公共団体	21,678	12.4%	21,059	12.3%
個人(住宅・消費・納税資金等)	49,226	28.2%	47,517	27.9%
住宅ローン	41,420	84.1% (2)	39,657	83.4% (2)
合計	174,358	100.0%	169,870	100.0%
会員	137,066	78.6%	132,282	77.8%
会員外	37,291	21.3%	37,588	22.1%
設備資金残高	84,422	48.4%	82,252	48.4%
運転資金残高	89,935	51.5%	87,618	51.5%

(注) 1. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 住宅ローン欄の構成比は、個人貸付残高に占める割合です。

■ 担保別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
当金庫預金積金	3,779	3,879
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	35,880	36,356
その他	353	60
信用保証協会・信用保証	47,648	45,132
信用	25,997	24,185
合計	60,698	60,255
合計	174,358	169,870

■ 担保別債務保証見返額

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
当金庫預金積金	9	3
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	60	60
その他	—	—
信用保証協会・信用保証	—	—
信用	0	0
合計	368	144
合計	438	207

■ 代理貸付残高

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
信金中央金庫	341	125
(株)日本政策金融公庫	2	1
(独)中小企業基盤整備機構	—	5
(独)住宅金融支援機構	1,843	1,746
(独)福祉医療機構	74	67
合計	2,262	1,946

■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	931	628	—	931	628	628	414	—	628	414
個別貸倒引当金	1,262	1,533	4	1,257	1,533	1,533	1,802	7	1,526	1,802
合計	2,193	2,161	4	2,188	2,161	2,161	2,217	7	2,154	2,217

■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	4	2

■ 貸出運営についての考え方

当金庫は、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命のもと、中小企業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕をビジョンに掲げております。

したがって、当金庫の融資業務の特徴は、特定業種のお客さまや大口先等、一部の顧客に偏ることなく、会員である地域の中小企業や個人の皆さまを対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。

また、住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等各種個人ローン、運転・設備資金、制度融資や代理貸付等、豊富な金融商品を取り揃え、幅広いお客さまの多様な資金ニーズにきめ細かくお応えできるよう鋭意努めております。

なお、個々の融資に際しては、お客さまの信用状況や事業計画の妥当性等十分に検討させていただき、厳正な審査を行うことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に努めております。

有価証券

■ 有価証券の種類別残高

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	99	99	0	—	—	—
	国 債	99	99	0	—	—	—
	そ の 他	1,000	1,006	6	—	—	—
	小 計	1,099	1,106	6	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	150	148	△1	13,365	12,765	△599
	国 債	—	—	—	7,889	7,532	△356
	地方債	—	—	—	1,891	1,811	△80
	社 債	150	148	△1	3,584	3,421	△162
	そ の 他	1,600	1,561	△38	5,100	4,954	△145
	小 計	1,750	1,709	△40	18,465	17,720	△745
合 計		2,849	2,816	△33	18,465	17,720	△745

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	30	19	10	20	19	0
	債 券	20,071	19,639	431	2,728	2,717	11
	国 債	6,932	6,664	268	302	302	0
	地方債	3,370	3,270	99	721	711	10
	社 債	9,768	9,705	63	1,704	1,703	1
	そ の 他	7,477	6,788	688	5,776	5,143	633
小 計		27,578	26,448	1,130	8,525	7,880	645
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	40	49	△9	87	100	△12
	債 券	61,156	65,761	△4,605	60,841	68,595	△7,753
	国 債	17,147	19,466	△2,318	13,812	17,266	△3,453
	地方債	891	934	△42	3,200	3,340	△139
	社 債	43,117	45,361	△2,244	43,827	47,988	△4,160
	そ の 他	15,797	16,619	△822	15,954	17,235	△1,281
小 計		76,994	82,431	△5,437	76,882	85,931	△9,048
合 計		104,573	108,879	△4,306	85,408	93,811	△8,402

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	18	18
合 計	18	18

■ 商品有価証券及び有価証券の含み(損)益

1. 当金庫においては、商品有価証券の取り扱いはありません。
 2. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価とし、非上場有価証券については帳簿価額としております。

■ 有価証券の種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	令和5年度	1,642	—	—	—	7,709	14,828	—	24,179
	令和6年度	—	—	99	—	6,876	15,027	—	22,004
地方債	令和5年度	151	302	302	2,089	1,069	347	—	4,261
	令和6年度	144	288	1,665	1,010	2,423	281	—	5,813
短期社債	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和5年度	6,002	6,141	8,397	7,493	7,667	17,333	—	53,035
	令和6年度	3,362	7,281	9,348	5,899	6,113	17,110	—	49,117
株式	令和5年度	—	—	—	—	—	—	89	89
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	126	126
外国証券	令和5年度	1,298	2,698	7,114	1,183	1,479	5,082	—	18,855
	令和6年度	1,499	3,362	7,986	289	1,694	4,476	—	19,307
その他の証券	令和5年度	283	211	236	232	1,319	—	4,736	7,018
	令和6年度	104	94	237	1,232	293	—	5,561	7,522

※ 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

■ 有価証券の種類別平均残高・期末残高

(単位:百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
国債		25,987	24,179	26,530	22,004
地方債		4,266	4,261	4,935	5,813
短期社債		—	—	—	—
社債		53,827	53,035	54,962	49,117
株式		155	89	123	126
外国証券		19,540	18,855	19,932	19,307
その他の証券		6,613	7,018	6,977	7,522
合計		110,390	107,440	113,463	103,892

※ 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

■ 預証率

	令和5年度	令和6年度
末残預証率	33.13%	32.22%
平残預証率	33.49%	34.51%

■ 金銭の信託

該当ありません。

■ デリバティブ取引 (信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当ありません。

信用金庫法開示債権・金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	3,020	3,020	1,663	1,357		100.00%	100.00%
	令和6年度	3,230	3,230	1,758	1,472		100.00%	100.00%
危険債権	令和5年度	4,083	3,670	3,494	176		89.89%	29.91%
	令和6年度	4,896	4,459	4,128	330		91.07%	43.06%
要管理債権	令和5年度	577	577	86	490		100.00%	100.00%
	令和6年度	448	207	55	152		46.34%	38.73%
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—		—	—
	令和6年度	—	—	—	—		—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	577	340	86	254		59.09%	51.85%
	令和6年度	448	207	55	152		46.34%	38.73%
小計(A)	令和5年度	7,680	7,267	5,244	2,023		94.62%	83.06%
	令和6年度	8,575	7,897	5,942	1,954		92.10%	74.25%
正常債権(B)	令和5年度	167,415						
	令和6年度	161,766						
総与信残高(A)+(B)	令和5年度	175,096						
	令和6年度	170,341						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

リスク管理態勢・法令等遵守態勢

■ リスク管理態勢

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、経営全般にわたるリスク管理の徹底に万全を期するため、次のような施策に取組み健全経営・堅実経営に鋭意努力しております。

1. 「リスク管理の基本方針」を制定し、各リスク管理方針を定めて基本姿勢及び各部門の役割や業務部門の責務を明確にしております。
2. リスク管理態勢は、直面するリスクをコントロールすべきリスクと極小化すべきリスクに大別するとともに、次の8項目に区分しそれぞれの管理部門でリスク管理の対応を図っております。

統合的リスク管理…………… リスク管理部

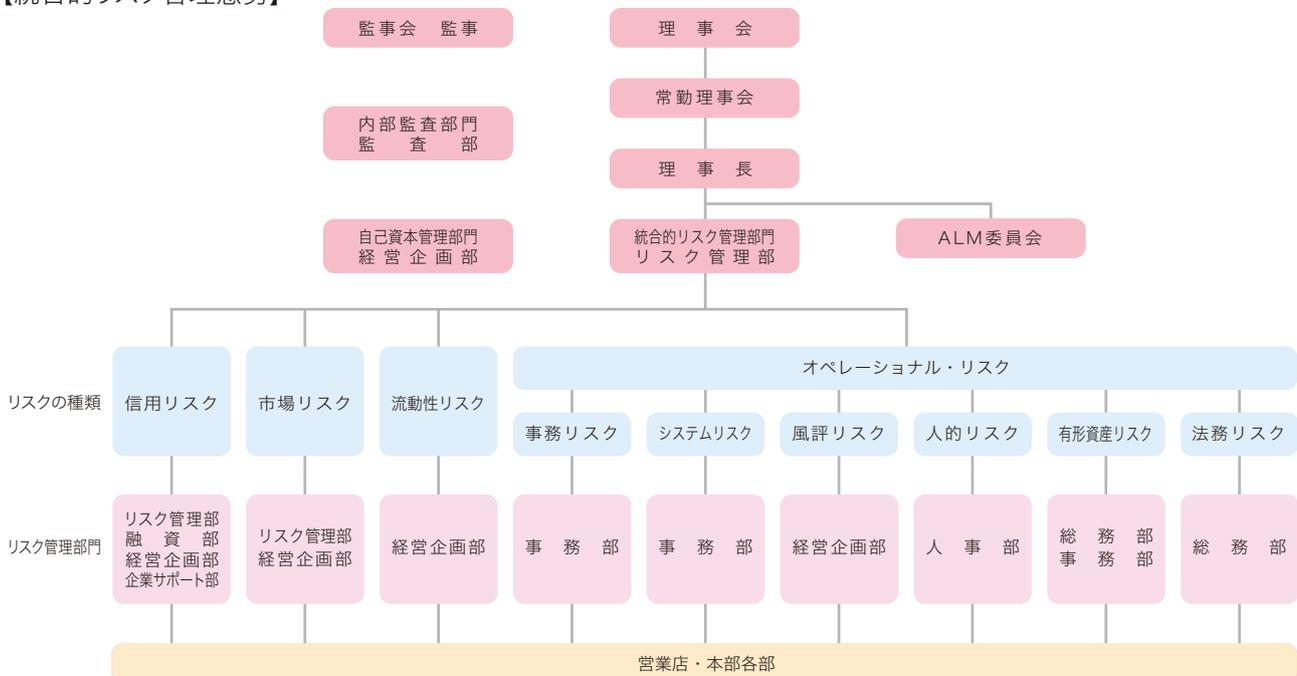
- | | | | |
|------------------|------------------------------|-----------------|---------|
| (1)信用リスク…………… | リスク管理部・融資部・経営企画部・企業サポート部・営業部 | (5)法務リスク…………… | 総務部 |
| (2)市場リスク、流動性リスク… | リスク管理部・経営企画部 | (6)風評リスク…………… | 経営企画部 |
| (3)事務リスク…………… | 事務部・本部各部 | (7)人的リスク…………… | 人事部 |
| (4)システムリスク…………… | 事務部 | (8)有形資産リスク…………… | 総務部・事務部 |

各管理部門は、「リスク管理の基本方針」並びに「各リスクの管理方針」に基づいて管理規程等の整備を推進しております。

また、リスク管理に関連し、「ALM委員会」を設置し、リスクをコントロール又は極小化するため鋭意努力しております。

3. リスク管理の機能を強化するために、管理手法の更なる開発や各業務部門によるリスクに関する研修・説明会・臨店指導等を通じて、職員の管理能力及び事務レベルの向上を目指しております。

【統合的リスク管理態勢】



■ 法令等遵守態勢

当金庫は、役職員一人ひとりが公共的使命を自覚するとともに、社会人としての健全な常識や、より高い企業倫理を併せ持って業務を行い、社会的責任を果たしていくことが重要との認識に立ち、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、理事会において制定した「アイオー信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス態勢を確立するための基本方針」に基づき、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し推進しております。

また、「倫理行動基準」を制定し、職員の行動基準として各自が携行することにより、コンプライアンス意識のより一層の醸成を図っております。さらに職員からのコンプライアンスに関する相談・通報窓口を総務部とし、外部通報窓口として、「アイオー信用金庫ほっとライン」を設置し、内部牽制機能を強化しております。

アイオー信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人権の尊重
6. 環境問題への取り組み
7. 社会貢献活動への取り組み
8. 反社会的勢力の排除

倫理行動基準

1. 法律・規則を守ります。
2. お客さまとの約束を守ります。
3. 差別意識や偏見は持ちません。
4. 職務上知り得た情報は絶対に漏らしません。
5. 公私混同はいたしません。
6. 『三ない』(嘘をつかない、隠し事をしない、見て見ぬふりをしない)を実践いたします。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策への取組み

アイオー信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え、独立した内部監査部門による監査を定期的に行い、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

■ 反社会的勢力への対応

当金庫では、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、当座預金や普通預金等の預金規定及び貸金庫規定並びに、信用金庫取引約定書をはじめとする融資関係の契約書に、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項(暴力団排除条項)を導入しております。

また、新たに取引をお申し込みいただいた際に、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いしております。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

■ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に、お取引のある営業店若しくは当金庫お客様相談室(電話:0120-200-157若しくは0270-30-5026)にお申し出ください。

■ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日(9時～17時)に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに群馬弁護士会(10時～17時、電話:027-234-9321)の紛争解決センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

顧客保護等管理態勢

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けた継続的な取組みを行ってまいります。
当金庫は、お客さまへの説明を要する取引や商品について、そのご理解や知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
 2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公平・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
 3. 当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益が保護されるよう努めてまいります。
 4. 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 5. 当金庫は、当金庫が行う業務を外部に委託する場合には、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
- ※ 本方針において、「お客さま」とは、当金庫とお取引されている方及び当金庫とお取引しようとしている方をいいます。
※ 本方針において、「お客さまへの説明を要する取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引をいいます。

個人情報保護宣言について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

詳細は、当金庫のホームページの他、店頭備え置きのパフレットをご覧ください。

顧客への説明態勢の整備・相談苦情対応機能の強化

1. 当金庫では、与信取引に関する説明態勢に係る内部規則徹底のため、庫内研修を実施し職員への周知を図っております。
2. お客さまからの相談や苦情は、総務部コンプライアンス課(お客様相談室)が一元対応しております。
 - (1) 相談・苦情の内容を関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則に照らして検証し、その結果を研修等で職員に周知し業務の改善を図っております。
 - (2) 相談・苦情に関する関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則について検証し、規程等の制定・改廃を図っております。
 - (3) 相談・苦情は定期的にコンプライアンス委員会に報告され、役員・本部各部長もその内容を把握し、お客さまの声を金庫全体で受け止めております。

なお、お客さまからのご意見・苦情等は、お取引店舗もしくはお客様相談室までお申し出ください。

アイオー信用金庫 お客様相談室 【受付時間】当金庫営業日(9時～17時)

●0120-200-157(フリーダイヤル) ●0270-30-5026(ダイヤルイン)

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法

b. 決定時期と支払時期

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	146

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」110百万円、「賞与」18百万円、「退職慰勞金」17百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

バーゼルⅢ第3の柱による定性的な開示事項

■ 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- ・発行主体：アイオー信用金庫
- ・資本調達手段の種類：普通出資
- ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,641百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度の導入や、厳格な自己査定を実施しております。また信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク管理システムにて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理部門やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「与信に係る資産償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・法人向けエクスポージャー ○ 格付投資情報センター(R&I) ○ 日本格付研究所(JCR) ○ ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク
○ S&Pグローバル・レーティング ○ フィッチ・レーティングスリミテッド
- ・金融機関向けエクスポージャー ○ カントリー・リスク・スコア

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の申し込みに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務規程」及び「不動産担保評価取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として住宅融資保険、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府保証と同様、しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品の直接取引及び長期決済期間取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては該当ありません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーにつきましては、経営企画部が半期ごとに以下の事項について購入先から情報を収集し、リスク管理部に報告しております。リスク管理部は、経営企画部からの報告の内容を確認し、必要に応じ信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行っております。また、証券化エクスポージャーにつきましては、余資運用規程の中で、その運用・管理の体制を整備しております。

- ① 保有する証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性
- ② 保有する証券化エクスポージャーの裏付資産についての包括的なリスク特性及びパフォーマンス
- ③ 保有する証券化エクスポージャーにかかる証券化取引の構造上の特性

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産にかかる証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

(6) 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- 格付投資情報センター(R&I) ○ 日本格付研究所(JCR) ○ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- S&Pグローバル・レーティング ○ フィッチ・レーティングスリミテッド

(9) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価・計測しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

標準的計測手法

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しても、「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定の金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融資産・負債の経済価値や、金融資産・負債から得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。

当金庫は、保有するすべての金利感応資産・負債を管理対象として金利リスクを計測し、適切なリスクコントロールを図ることとしております。金利リスクの計測については、 Δ EVE(金利変動に伴う経済価値の変化量)、 Δ NII(金利変動に伴う純金利収入の変化量)、VaR(バリュアット・リスク)、BPV(ベシス・ポイント・バリュアット)といった金利リスク指標を用いており、リスク管理部が月次でALM委員会及び常勤理事会に報告し適切に管理しているほか、自己資本に照らし許容可能な水準に収まっているかどうかをモニタリングしております。

なお、金利リスクを削減する際は、有価証券の購入・売却、あるいはヘッジ取引により対応する方針としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

- a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- c. 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- d. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- e. 複数の通貨の集計方法及びその前提
 Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算して集計しております。
- f. スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- g. 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- h. 前事業年度の開示からの変動に関する説明
金利リスクのうち、 Δ EVE(最大値:上方パラレルシフト)については、613百万円減少し8,286百万円となりました。 Δ NIIは、下方パラレルシフト時に前事業年度比215百万円増加し293百万円となりました。

② 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断
その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- a. 金利ショックに関する説明
自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に検証しております。
- b. 金利リスクの計測の前提及びその意味
統合的リスク管理の枠組みの中で、金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測しております。
また、VaR法に基づく市場リスク量が、リスクカテゴリー毎に配賦されたリスク資本の範囲内に収まっているかどうかをモニタリングすることで健全性を確保しております。

■ 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。

バーゼルⅢ第3の柱による自己資本の構成に関する開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,273	14,571
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,659	1,641
うち、利益剰余金の額	12,647	12,962
うち、外部流出予定額(△)	33	32
うち、上記以外に該当するものの額	—	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	628	414
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	628	414
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	14,901	14,986
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	52	46
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	52	46
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1	2
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	53	48
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	14,847	14,937
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	129,831	122,812
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,092	6,345
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	136,924	129,157
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.84%	11.56%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	129,831	5,193	122,812	4,912
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	123,828	4,953	116,379	4,655
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	80	3	60	2
我が国の政府関係機関向け	1,012	40	1,201	48
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,423	616	17,576	703
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	2,324	92
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	44,815	1,792	39,201	1,568
中小企業等向け及び個人向け	34,160	1,366	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	17,809	712
トランザクター向け	—	—	352	14
抵当権付住宅ローン	5,585	223	—	—
不動産取得等事業向け	11,971	478	—	—
不動産関連向け	—	—	24,368	974
自己居住用不動産等向け	—	—	13,350	542
賃貸用不動産向け	—	—	9,404	376
事業用不動産関連向け	—	—	1,414	56
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	3,406	136
三月以上延滞等	551	22	—	—
延滞等向け	—	—	3,708	148
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	589	23
取立未済手形	29	1	21	—
信用保証協会等による保証付	1,145	45	1,072	42
株式会社地域活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,088	43	—	—
出資等のエクスポージャー	1,088	43	—	—
重要な出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	2,019	80
上記以外	7,963	318	5,342	213
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものであるエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,116	84	2,102	84
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	833	33	679	27
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,013	200	2,560	102

(単位:百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		6,003	240	6,432	257
ルック・スルー方式		6,003	240	6,432	257
マナデート方式		—	—	—	—
蓋然性方式(250%)		—	—	—	—
蓋然性方式(400%)		—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)		—	—	—	—
④未決済取引		—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
口. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		7,092	283	6,345	253
BI		—	—	4,230	—
BIC		—	—	507	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+口)		136,924	5,476	129,157	5,166

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エク スポ ージャー	延滞 エク スポ ージャー
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
国 内	323,081	323,735	174,946	173,393	90,651	89,577	—	—	1,161	8,861
国 外	13,415	14,414	—	—	13,415	14,414	—	—	—	—
地 域 別 合 計	336,497	338,149	174,946	173,393	104,067	103,992	—	—	1,161	8,861
製 造 業	37,389	36,537	21,589	21,997	15,799	14,499	—	—	56	1,896
農 業、林 業	72	73	72	73	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	26	16	26	16	—	—	—	—	—	—
建 設 業	13,639	12,352	12,840	11,552	799	799	—	—	77	567
電気・ガス・熱供給・水道業	7,782	7,165	2,782	2,465	4,996	4,696	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,211	2,606	98	93	2,101	2,501	—	—	—	34
運 輸 業、郵 便 業	14,116	14,015	8,909	9,099	5,157	4,856	—	—	159	316
卸 売 業、小 売 業	13,937	13,496	9,338	9,396	4,599	4,099	—	—	259	1,853
金 融 業、保 険 業	66,520	68,402	11,234	12,259	5,600	4,300	—	—	—	—
不 動 産 業	28,734	28,116	24,434	23,421	4,299	4,695	—	—	228	1,341
各 種 サ ー ビ ス	17,537	16,859	16,737	16,059	800	800	—	—	224	1,693
国・地方公共団体等	63,522	65,127	21,696	21,071	41,796	44,028	—	—	—	—
個 人	45,095	45,806	45,095	45,806	—	—	—	—	155	1,157
そ の 他	25,909	27,574	89	79	18,116	18,714	—	—	—	—
業 種 別 合 計	336,497	338,149	174,946	173,393	104,067	103,992	—	—	1,161	8,861
1 年 以 下	40,393	39,451	23,632	23,344	8,347	4,200	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	39,221	33,201	9,830	10,825	7,556	9,355	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	29,462	33,535	15,024	14,877	14,398	18,631	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	32,485	25,940	22,104	19,329	10,380	6,611	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	54,286	60,492	21,756	25,166	26,230	25,126	—	—	—	—
10 年 超	124,455	123,645	82,302	77,976	37,153	40,068	—	—	—	—
期間の定めのないもの	16,191	21,882	296	1,874	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	336,497	338,149	174,946	173,393	104,067	103,992	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」とは、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

9ページ「貸倒引当金の内訳」をご覧ください。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	70	68	68	113	—	5	70	62	68	113	—	2
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	92	89	89	83	2	—	90	89	89	83	4	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
運輸業、郵便業	13	13	13	15	—	—	13	13	13	15	—	—
卸売業、小売業	677	659	659	759	—	—	677	659	659	759	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	157	238	238	293	—	0	157	237	238	293	—	—
各種サービス	155	375	375	449	2	—	153	375	375	449	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	94	87	87	87	0	0	93	87	87	87	—	—
合計	1,262	1,533	1,533	1,802	4	7	1,257	1,526	1,533	1,802	4	2

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	3,607		3,607			0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	33,342		33,342			0%
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	27,027		27,027			0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け	612		612		60	10%
我が国の政府関係機関向け	12,022		12,022		1,201	10%
地方三公社向け	300		300			0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	73,322		73,322		17,576	24%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,610		5,610		2,324	41%
カバード・ボンド向け						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	66,861	4,281	64,039	492	39,201	61%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	28,448	28,026	26,148	1,210	17,809	65%
トランザクター向け		23,750		937	352	38%
不動産関連向け	50,460		50,083		24,368	49%
自己居住用不動産等向け	33,135		33,013		13,550	41%
賃貸用不動産向け	15,870		15,740		9,404	60%
事業用不動産関連向け	1,455		1,329		1,414	106%
その他不動産関連向け						
ADC向け						
劣後債権及びその他資本性証券等	3,406		3,406		3,406	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,944	531	2,882	8	3,708	128%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,018		1,018		589	58%
取立未済手形	108		108		21	20%
信用保証協会等による保証付	22,815	54	22,815	4	1,072	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等	2,019		2,019		2,019	100%
合 計					111,036	

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	3,607																
我が国の中央政府及び中央銀行向け	33,342																
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け	27,027																
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け		612															
我が国の政府関係機関向け		12,022															
地方三公社向け				300													
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,001			48,149		20,164							1,001				
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				1,602		2,003											
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		18		13,124										22,433			
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け													937				
トランザクター向け													937				
不動産関連向け				1,708	819	5,214		1,607	12	1,889	33	4,713	2,622			1,934	
自己居住用不動産等向け				1,708	819	2,534			12	1,889			2,622				
賃貸用不動産向け						2,680		1,607			33	4,713				1,934	
事業用不動産関連向け																	
その他不動産関連向け																	
ADC向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)													150				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																	
取立未済手形				108													
信用保証協会等による保証付	12,093	10,726															
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等																	
合計	78,072	23,379		63,391	819	25,379		1,607	12	1,889	33	5,651	26,209			1,934	

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															合計	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金																	3,607
我が国の中央政府及び中央銀行向け																	33,342
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																	27,027
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	612
我が国の政府関係機関向け																	12,022
地方三公社向け																	300
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,004																73,322
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,004																5,610
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		1,704		20,908			6,342										64,532
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		19,662					6,759										27,359
トランザクター向け																	937
不動産関連向け	23,312	1,130			80			3,783	1,168				52				50,083
自己居住用不動産等向け	23,232	193															33,013
賃貸用不動産向け		936						3,783				52					15,740
事業用不動産関連向け	79				80				1,168								1,329
その他不動産関連向け																	
ADC向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等												3,406					3,406
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							669					2,071					2,891
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							1,018										1,018
取立未済手形																	108
信用保証協会等による保証付																	22,819
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等							1						2,018				2,019
合計	25,317	22,496		20,908	80		14,790	3,783	1,168			5,530	2,018				324,475

(注) 最終化されたパーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	—	78,281
10%	—	26,090
20%	12,527	67,743
35%	—	16,034
40%	—	3,005
50%	44,017	251
70%	—	1,002
75%	—	36,265
100%	3,635	46,844
150%	—	464
250%	—	333
その他	—	—
合 計	60,180	276,317

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入額を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	212,466	3,326	10.00	212,655
40%~70%	47,447	21,062	10.00	48,040
75%	20,000	3,705	12.00	18,294
80%	—	—	—	—
85%	23,187	1,060	21.00	20,866
90%~100%	12,633	3,335	13.00	12,208
105%~130%	5,086	—	0.00	4,951
150%	5,477	404	2.00	5,439
250%	2,018	—	0.00	2,018
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	328,318	32,894	11.00	324,475

(注)1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,035	4,309	19,671	21,511	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	売買目的有価証券				その他有価証券で市場価格のあるもの											
	貸借対照表計上額		当期の損益に含まれた評価差額		取得原価(償却原価)		貸借対照表計上額		評価差額				うち益		うち損	
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
上場株式等	—	—	—	—	1,069	2,000	1,199	2,001	130	1	160	84	29	82		
非上場株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	—	—	—	—	1,069	2,000	1,199	2,001	130	1	160	84	29	82		

(単位:百万円)

	その他有価証券で市場価格のないもの等	
	貸借対照表計上額	
	令和5年度	令和6年度
上場株式等	—	—
非上場株式等	1,756	1,756
合計	1,756	1,756

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託の裏付資産として出資等のエクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めています。

3. 非上場株式等には、信金中央金庫出資金及び非上場株式等を計上しております。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等
該当ありません。

ハ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	売却額		売却益		売却損		株式等償却	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
出資等又は株式等エクスポージャー	129	270	13	9	—	—	—	—

(7) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	9,118	8,808
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
1	上方パラレルシフト	8,899	8,286	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	78	293
3	スティープ化	7,437	7,266		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,899	8,286	78	293
8	自己資本の額	14,847	14,937	14,847	14,937

(注) 金利リスク算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■ II. 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、経営支援を要する取引先に対して、経営相談や課題解決等を通じて個社別の支援活動を行うとともに、地域の面的再生にも積極的に寄与することで地域社会の再生・活性化に貢献すべく取組んでおります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

中小企業者(個人事業主を含む)の経営支援に関する態勢につきましては、統括部署として本部に「企業サポート部」を設置し、中小企業診断士を配置するとともに、各営業店に「経営支援窓口」を設置し、お客さまの経営実態に即した経営支援が行えるよう態勢を整えております。また、平成24年11月5日付で経営革新等支援機関の認定を受け、お客さまに対して効率的かつ継続的に支援を行える態勢としております。

さらに、より実効性の高い経営支援を行うため外部専門家・外部機関との連携を積極的に推進し、経営支援態勢の強化を図っております。(令和7年3月末現在連携先…群馬県、伊勢崎市、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、群馬県信用保証協会、群馬県産業支援機構、群馬県中小企業診断士協会、群馬労働局、産業雇用安定センター他)

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業支援

- ア. 群馬県産業支援機構、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、群馬県信用保証協会、日本政策金融公庫等と定期的に情報交換を実施し、創業・新規事業のニーズに応えられるよう努めております。
- イ. 県の創業関連制度融資、日本政策金融公庫と連携した創業支援資金等の推進により、創業・新規事業の資金ニーズに応えております。
- ウ. 伊勢崎市及び太田市の実施する「特定創業支援事業」に「創業支援事業者」として参画しています。

(2) 成長段階における支援

- ア. アイオー・ビジネススクール、新入社員研修会、よろず支援拠点出張相談会、各種セミナーの開催等、お客さまの成長段階に合った経営支援を行っております。
- イ. 事業性評価に基づき、お客さまの実態に即した経営支援を実施しております。

(3) 経営改善・事業再生

- ア. 群馬県中小企業活性化協議会、群馬県信用保証協会、群馬県中小企業診断士協会等と連携して、お客さまの経営診断を実施し、経営課題の抽出・改善策の策定等を提供しております。
- イ. 取引先の経営改善計画の策定支援や、計画に基づく他行と協調した貸出金の条件変更に多数対応し、資金繰りの安定化を図っております。
- ウ. 外部機関の専門的人材・ノウハウを活用し、個別案件に対応しております。

(4) 事業承継

- ア. 企業サポート部にて群馬県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携して、「事業承継・M&A相談会」を定期的に開催し、中小企業者の事業承継支援に取り組んでおります。
- イ. 日本政策金融公庫や群馬県信用保証協会と連携し、事業承継にかかる資金ニーズに応えております。

4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため「経営者保証に関する取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、「経営者保証に関する取組方針」はこちらからご覧いただけます。

経営者保証に関する取組方針は
こちらから

【令和6年度実績】

新規に無保証で融資した件数	2,548件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	77.26%
保証契約を解除した件数	40件



なお、「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

5. 企業の将来性・技術力を的確に評価できる人材育成への取組み

事業再生・中小企業金融の円滑化に向けて、企業に対する目利き力及びコンサルティング機能の向上のために、中小企業診断士有資格者の増員を図っております。(令和7年3月末現在有資格者…6名)

6. 地域活性化に関する取組状況

アイオーフォーラム、新入社員研修会、よろず支援拠点出張相談会、アイオーしんきん起業塾、ビジネスマッチングフェア、各種セミナー・相談会の開催、アイオービジネスネット(ビジネスプラザ・アイオー商店街)の拡充等、事業者支援の仕組みを構築することにより地域の活性化に努めております。

総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

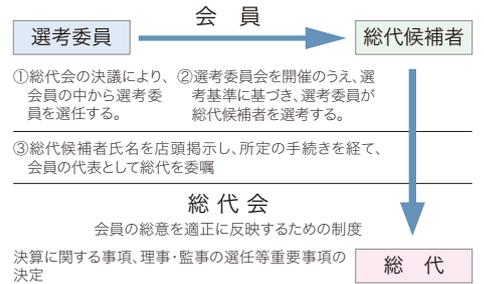
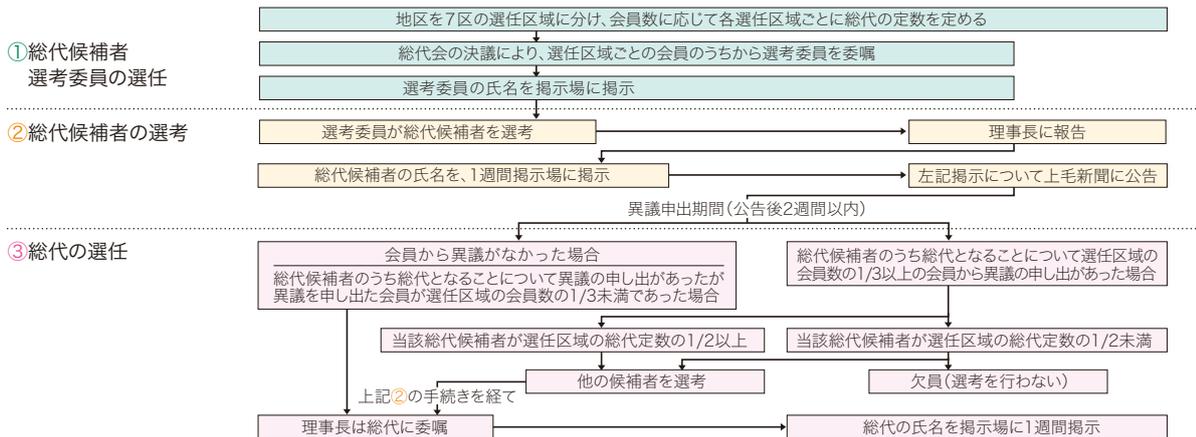
- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、100人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和7年6月26日現在の総代数は126人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者を選考する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(3) 総代が選任されるまでの手続きについて



〈総代候補者選考基準〉
当金庫の総代を選考するにあたって、基準を次のとおり定める。

1. 資格要件
当金庫の会員であること
2. 適格要件
(1) 総代として相応しい見識を有していること
(2) 良識をもって正しい判断ができる人であること
(3) 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
(4) 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
(5) 行動力があり、積極的な方
(6) 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
(7) 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

総代の属性別構成比

職業別	法人・法人代表者 91.2%、個人事業主 6.3%、個人 2.3%
年代別	70代以上 14.2%、60代 46.0%、50代 29.3%、40代以下 10.3%
業種別	製造業 32.3%、サービス業 20.2%、建設業 18.5%、卸・小売業 18.5%、不動産業 4.8%、運輸・通信業 3.2%、医療保健福祉 0.8%、電気・ガス・水道・熱供給 0.8%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

総代名簿

(令和7年6月26日現在)

第一区 (26名)	第二区 (20名)	第三区 (17名)	第四区 (18名)	第五区 (16名)	第六区 (12名)	第七区 (17名)
伊勢崎市	伊勢崎市・佐波郡玉村町・前橋市・高崎市・藤岡市	伊勢崎市	伊勢崎市	太田市	太田市	太田市・館林市・邑楽郡・桐生市・みどり市・足利市・本庄市・児玉郡上里町・その他地区
阿久津光康⑧；長岡 治① 板垣 雅直⑤；長岡次郎① 井野 富夫⑧；中島 建⑨ 大沢 啓一⑨；根岸由紀夫⑧ 岡部 行伸①；平野 正孝④ 荻野 芳夫⑥；細野 亨② 小倉 正志③；宮入 良明⑧ 柏井 宏貴①；矢内 信弘⑧ 神尾 将光①；山崎 貴史① 上柿 敬一⑥；渡辺 元⑧	新井 邦彦③；武井 義夫⑤ 新井 進介①；手島 章夫③ 石原 誠③；細木 大亮⑧ 泉 宏彰①；松崎 和男⑧ 梅田 浩行⑧； 大澤 栄③； 萩原 高志②； 小野 岳彦⑤； 金田 知浩②； 川端 郁夫⑧； 倉倉 慶児③； 栗原 利仁⑦； 後藤 昌甲⑧； 小林 克祐⑧； 小林 利彦②； 齋藤 元秀④；	新井 龍一⑦；渡辺 良之④ 磯 雄司②； 内山 道広①； 岡部 洋行⑨； 小保方枝利①； 小保方英雄②； 鷹巣 修⑤； 田澤 透⑤； 多部田敬三①； 野永 和利①； 萩原 宏昌②； 峰矢 可弥③； 福田 豊①； 村岡 幹彦⑧； 村田 勝彦①； 森田 高史⑤；	天田 光俊⑧；松本 泰明⑤ 新井真樹江①；矢内 良春① 石川 剛弘②； 岩瀬 正範⑧； 小澤 弘⑧； 川島 和美③； 栗原 直貴⑦； 後閑 正裕①； 齋藤 良明③； 櫻場 弘美⑧； 須田 友幸⑧； 田島 義文④； 田端 弘樹①； 長沼 長弘④； 成瀬 巧三①； 宮澤 靖②；	大谷 祐三② 栗林 紀昌② 小坂橋 勉④ 小平 稔⑤ 佐藤 隆⑧ 清水 利彦② 鈴木 信昭⑨ 関口 誠一④ 高橋嘉一郎⑧ 塚越 英樹② 津久井伸昭⑤ 中川 浩一⑧ 西岡 正人① 原島 猛① 平野 正好③ 山崎 正紀③	石川 好伸⑧ 内山 聖一② 小笠原尊正③ 金井 光司⑧ 斉藤 雅彦⑧ 長南 清仁⑦ 野村 明裕⑦ 長谷川一弘① 早川みちる② 松本 徹⑧ 茂木 佑樹① 横山 淳②	新井 健② 渡邊 知宜③ 石川 雅之⑧ 大島 和之① 金井 俊行⑨ 木村 克光③ 木村 剛③ 霜田 雅行③ 竹井 聡① 西村 忠勝② 萩原 孝子③ 羽柴 孝之⑦ 星野 正義④ 丸岡 聖② 村田 茂⑤ 山崎 俊之① 渡邊 仁一①

※氏名の右の数字は就任回数を示しています。 ※敬称を省略させて頂きましたので、ご了承ください。

第104回通常総代会の決議事項

令和7年6月26日に第104回通常総代会が開催され、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

- | | | |
|------------------------|--------------|------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分案承認の件 | 第3号議案 理事選任の件 | 第5号議案 退任監事に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第2号議案 総代候補者選考委員21名選任の件 | 第4号議案 監事選任の件 | 第6号議案 定款第15条に基づく会員除名の件 |

信金中央金庫のご案内

～ 信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立されました。

信金中金は、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、国内有数の機関投資家として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融商品や事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



概要

(令和7年3月末)

証券コード	8421 (東証上場)
資金量	32兆円
役員員数	1,297人
拠点数	国内 14店舗 海外 6拠点

外部格付

(令和7年3月末)

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

格付会社	長期
ムーディーズ	A1
S&Pグローバル・レーティング	A
格付投資情報センター	A+
日本格付研究所	AA

信用金庫業界のネットワーク

(令和7年3月末)

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,000店舗のネットワークを形成しているほか、161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

